諮問番号：平成２９年度諮問第４３号

答申番号：平成２９年度答申第４１号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○月○○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

○月分の保護費は、○○○○○○円と決定され、保護費の額が少なく、当方で算出した額と異なり憲法で保障される国民の最低限度の生活ができない。引越しのため前倒しでもらっていた約○○○円も出費したため、○○○○○○○○○○飲まず食わずの生活が数日続き大変疲弊している。引越先に風呂釜の中古がある情報も得られず、生活に困窮した。このようにならないようにしてほしい。

２　審査庁

　　本件審査請求は棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が平成○○年○月○○日に賞与を支給されたことから、翌々月の同年○月分の保護費で収入充当することとし、また、同年○月○○日に妻が傷病手当金を支給されたことから、同年○月分及び同年○月分の保護費で収入充当することとし、さらに、妻の退院による生活扶助費の変更及び審査請求人の○月分の就労収入認定額の変更による追給を行い、そして、同年○月○○日に市営住宅へ引っ越すことから同年○月分の住宅扶助費○○○○○○円を削除した結果、同月分の保護費支給額を○○○○○○円とする本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、保護費が減額支給されたことに対し、憲法で定める最低限度の生活に要する額を下回り、生活が困窮したため、本件処分に対して不服である旨を主張する。

しかしながら、保護費が減額となった理由は、審査請求人や妻が得た賞与や傷病手当金の収入充当及び平成○○年○月までの住宅扶助費の減によるものである。

まず、審査請求人や妻が得た賞与や傷病手当金について、処分庁は、規定に基づき、審査請求人の賞与を平成○○年○月に、妻の傷病手当金は、同月及び同年○月に２回に分けて収入充当したものであり、処分庁は、審査請求人に対し、同年○月分保護費から収入充当及び減額調整される旨を予め説明及び通知しているところであることから、処分庁の取り扱いについて、規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらない。

そして、住宅扶助費については、同年○月○○日に市営住宅へ引っ越す　ことから削除されたものであり、住宅扶助費の削除については、あらかじめ保護の内容ややりくりに注意が必要であるとの説明を行っていた事実が認められ、また、本件処分後のことであるが、同年○月分住宅費について日割家賃分を支払った事実が認められる。

以上のことから、本件処分について、違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成３０年１月２４日　　　諮問の受付

　平成３０年１月２５日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：２月１３日

口頭意見陳述申立期限：２月１３日

　平成３０年１月３０日　　　第１回審議

　平成３０年２月２０日　　　第２回審議

**第５ 審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、法第５条は「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と規定している。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

（３）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１の（１）のアの（カ）において「賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。」と定め、また、局長通知第１０の２の（８）は「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第８０条を適用すべき場合及び局長通知第１０の２の（７）のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以降の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処理を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以降の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」と定めている。

（４）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３の（２）のアの（ア）は「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成○○年○月○○日、処分庁は、審査請求人世帯に対する法に基づく保護を開始した。

（２）平成○○年○月○○日、処分庁に対し、審査請求人から賞与収入に関する収入申告書が提出された。同日、入院中の審査請求人の妻が退院したと報告があった。

（３）平成○○年○月○○日、処分庁は、審査請求人の賞与収入に起因する返納額を同年○月分の保護費に収入充当すること、審査請求人の妻の退院に伴い生活扶助額を変更することを決定し、同日付でその旨を審査請求人に通知した。

（４）平成○○年○月○○日、処分庁に対し、審査請求人から同月分の就労による収入及び審査請求人の妻の傷病手当金収入に関する収入申告書が提出された。

（５）平成○○年○月○○日、ケースワーカーは、審査請求人世帯の引越しが同年○月○○日で同年○月分の家賃を要しないことを確認し、審査請求人の妻に電話で、同年○月○日付けで住宅費を削除する旨を説明し、同年○月分の保護費が○○○○○○円になることを伝え、家計のやりくりに注意を促した。

（６）平成○○年○月○○日付けで、「○月分賞与収入変更決定を行えば生ずることとなる返納額○○○○○○円、傷病手当金（○月支給分）について収入変更決定を行えば生ずることとなる返納額○○○○○○円を○○○月分保護費から収入充当します。○月より住宅費を削除します。」という理由で、処分庁は、○月分の保護費を○○○○○○円とする保護変更決定通知を行った。

３　判断

以上より、本件について判断すると、処分庁が、審査請求人の賞与及び審査請求人の妻の傷病手当金の収入申告に基づき収入充当手続を行い、審査請求人の妻の入退院に伴う生活扶助費の追給を行い、また、審査請求人の就労収入認定額の変更を行い、転居に伴う住宅費の削除を行った上で算出した平成○○年○月分の生活保護費の決定処分は、上記１の規定のとおりであり、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は棄却すべきである。

**第６ 付言**

本件処分のように、特定の月に収入充当処理が重複する等、支給額が例月と比較して大幅に変更される場合は、計画的に消費することが困難な場合もあり得る。こうした場合、処分庁は被保護者に対して、収入充当や減額調整について予め説明及び通知するのみならず、家計の遣り繰りに関してより丁寧な助言を行うことが望ましい。なお、生活への影響が大きい場合には、収入充当や減額調整をするうえで収入認定の分割をより細分化するなどの配慮が求められる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子